

○平群町消防施設整備事業等補助金交付規程

(平成13年7月1日規程第3号)

改正 平成16年3月31日規程第4号

(目的)

第1条 町長は、地域の消防施設等整備の促進、充実を図るために、消防施設整備事業を行う自治会に対し、この規程の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 この規程の適用を受ける消防施設整備事業は、消防施設設備機能の向上・充実を図るため、整備する事業を対象とし、対象事業は次のとおりとする。

- (1) ホース購入事業
- (2) 管鎗、スタンドパイプ、ハンドルキー購入事業
- (3) 器具格納箱購入事業
- (4) その他町長が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 消防施設整備に要する経費に対し、補助金は新設については1/2以内、更新については1/3以内とする。ただし、1自治会同一年度250千円を限度とする。

(申請書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会の長は、消防施設整備事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、適當と認めたときは、申請者に補助金交付決定通知を交付する。

(補助額の変更)

第6条 補助金の交付決定後において、計画変更等により事業量に増加が生じた場合、町長が特に必要と認め、かつ、予算の範囲内で措置することができるもの以外は、補助金の増額はしないものとする。

(事業の実施)

第7条 事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとする。また、事業完了後は速やかに請求書及び実績報告書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 その他この規程の運用に必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規程第4号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

消防施設整備事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)
消防施設整備事業補助金実績報告書
[別紙参照]